

●香川県告示第74号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を令和3年2月19日から3月5日まで伊吹漁業協同組合において縦覧に供する。

令和3年2月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 発起人の住所及び氏名

観音寺市伊吹町1750番地 有限会社マルジン水産 代表取締役 大川 幸敏

観音寺市伊吹町1745番地 田尻水産有限会社 代表取締役 真鍋 謙二

観音寺市伊吹町1752番地2 有限会社兵勝水産 代表取締役 岩田 英行

2 加入区の名称

伊吹加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

伊吹漁業協同組合